

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	1	担当課	森林整備課
法令名	森林法	根拠条項	38-4	不利益処分の種類	34の4に規定する植栽の義務に違反した所有者に対する監督処分 (植栽命令)
森林法 昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 〔農林大臣署名〕 (保安林における植栽の義務) 第34条の4 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があったことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第38条第1項又は第3項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があった場合 (当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。) その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 (監督処分) 第38条 4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のを植栽すべき旨を命ずることができる。					